

(審査案件第84号)

## 答 申

### 第1 審査会の結論

長野県知事が行った「ガバナーメールの回答に使われた、『各先生の採点表』の取扱いについて確認を行うために聞き取り調査をし、記録したメモ」を不存在とした決定は、妥当である。

### 第2 異議申立ての経過

- 1 平成23年（2011年）7月20日、異議申立人は、長野県情報公開条例（平成12年長野県条例第37号。以下「本件条例」という。）に基づき、「ガバナーメール回答により『各先生の採点表』については、各委員から適切に取り扱っているとの確認を得ておりますとされているが、その確認を行うために聞き取り調査をし、記録したメモ（以下「本件請求対象文書」）」について公文書公開請求（以下「本件請求」）を行った。
- 2 平成23年8月3日、長野県知事（以下「本件実施機関」という。）は、本件請求に対し、本件請求対象文書は作成していないとして、公文書不存在決定を行い、異議申立人に通知した。
- 3 平成23年9月27日、異議申立人は、本件実施機関に対し本件請求対象文書の公開を求める旨の異議申立てを行った。

### 第3 異議申立人の主張の要旨

異議申立人が「異議申立書」、「理由説明書に対する反論」及び意見陳述で行った主張は、おおむね次のとおりである。

- 1 管理していない理由が作成していないためでは通用する内容の文書ではない。

- 2 ガバナーメールの回答は知事に代わって作るのである。この行為は決して軽微なものに該当しないはずである。公開すると長野県が不利になるため隠している可能性もあるので公開願いたい。
- 3 せっかく外部委員にまで電話をしたのに、記録を残さない行為が非常に怪しい。
- 4 長野県文書規程により作成すべき文書である。不存在の場合は作成し公開することを要求する。

#### 第4 本件実施機関の主張の要旨

本件実施機関が「理由説明書」及び意見陳述で行った主な主張は、次のとおりである。

- 1 ガバナーメールとは、長野県政に対する意見・要望や質問等をインターネットを介して直接知事にメールで伝えることができる制度である。知事はそのすべてに目を通した上で、必要に応じて担当部局に対し具体的な対応をとるよう指示し、回答を要するものについては、原則1週間以内と決められている。
- 2 異議申立人から、平成23年6月24日付けのガバナーメールにおいて「各先生の採点表」が適切に処分されていないという苦情申立てを受けたため、同年7月4日に「各委員から適切に取り扱っているとの確認を得ています。」とのメール回答（以下「本件回答」という。）を行った。
- 3 確認を行った職員は、各委員から複雑な内容を聞き取ったわけではなく、単に適切に取り扱っているかどうかの確認をただけであり、確認内容についてのメモは作成せずに内容を口頭で上司に報告した上で回答文書の決裁を受けた。
- 4 本件条例は、情報公開請求時点における文書を対象に、公開決定等を行う制度である。

#### 第5 審査会の判断理由

## 1 基本的な考え方

本件条例は、その第1条に定められているとおり、県民の知る権利を尊重し、公文書の公開請求権を保障するとともに、情報公開の総合的な推進を図ることで県の諸活動を県民に説明する責務を全うし、県民参加による公正で開かれた県政の一層の推進に資することを目的に制定されたものである。本件条例の目的を実現するために、実施機関が保有する情報は原則公開とされており、本件条例の運用に当たってはこの理念が十分に尊重されなければならない。当審査会は、この基本的な考え方に沿って、以下判断するものである。

## 2 本件請求対象文書の存否について

本件請求対象文書は、本件回答を行う際に、本件実施機関が行った技術提案付き受注希望型競争入札において技術提案の審査を行う技術評価委員会の委員に対して、「各先生の採点表」の取扱いに関して行った聞き取り（以下「本件聴取」という。）に係るメモである。

本件回答に際して、本件聴取を行ったことは本件実施機関も認める場所であるので、本件請求対象文書の存否について以下検討する。

当審査会の本件聴取に係る書類を確認したところによれば、本件請求対象文書はなかった。

審議会等の会議については原則公開とされているが、公正かつ円滑な審議に著しい支障が生じると認められる場合など非公開とされているものもある。

技術評価委員会における審査は、率直な意見交換を通じて十分かつ適正な審査を行うために非公開とされていることから、各委員はその委員会の性質上秘密を漏らさないようにする責務を心得ているものと解することが相当である。

また、本件聴取は技術提案付き受注希望型競争入札試行要領等に定められたものではなく、本件実施機関の説明によると、異議申立人の再三にわたる申立てにより念のために行ったということである。

これらのことからすると、ガバナーメールにより質問を行った異議申立人が本件聴取の結果に関心を抱き、本件回答の基となる本件請求対象文書を確認したいとの思いから、本件請求対象文書が存在するのではないかと主張するに至ったものと推察するが、電話により簡潔な質問による聞き取りを行い、想定どおりの回答があったため口頭で上司に報告し決裁を受けたという本件実施機関の説明に不自然・不合理な点はない。

したがって、本件実施機関の主張は結論において是認できるものと判断する。

## 3 その他の異議申立人の主張について

異議申立人のその他の主張は、いずれも審査会の判断を左右するものではない。

#### 4 結論

以上のとおりであるから、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

#### 第6 審査経過

平成23年（2011年）	10月12日	諮問
	10月19日	審議
平成24年（2012年）	4月25日	「理由説明書」受領
	5月14日	審議
	7月10日	「理由説明書に対する反論」受領
	7月30日	本件実施機関からの意見聴取、異議申立人からの 意見聴取及び審議
	9月5日	審議
	10月24日	審議終結